第明三種郵便物認可
治二十五年三月三十一日

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔公　告〕

諸事項

裁判所
　再生関係
特殊法人等
　日本放送協会入札公告の訂正、税理士証票無効・登録抹消関係
地方公共団体
　解散命令、行旅死亡人、公示送達関係
会社その他
会社決算公告

公　告

諸　事　項

小規模個人再生による再生計画認可

平成２９年（再イ）第１３３号
千葉県我孫子市湖北台４丁目８番14号
再生債務者　伊丸岡京佑
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月６日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（再イ）第４０号
千葉県印旛郡栄町安食台５丁目24番13号
再生債務者　清水　英美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月６日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（再イ）第２２号
香川県高松市桜町１丁目16番19号　めぞん植田201
再生債務者　伊藤　直正
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月７日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（再イ）第８号
千葉県佐倉市上志津901番地２　フォレスタⅡ101
再生債務者　坂本　光昭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月６日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（再イ）第２号
福井県敦賀市井川16号８番地の１　井川ガーデンコーポＡ－５
再生債務者　片山　　豪
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月７日
福井地方裁判所敦賀支部再生係

平成２９年（再イ）第３９１号
東京都武蔵野市関前２－15－９
再生債務者　松並　茂樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再イ）第８０７号
東京都文京区湯島３－25－１－604（住民票上の住所）埼玉県加須市馬内1087
再生債務者　並木　弥生
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月５日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再イ）第８１２号
東京都文京区湯島３－25－１－604（住民票上の住所）埼玉県加須市馬内1087
再生債務者　並木雄一郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月５日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再イ）第８３９号
東京都足立区東伊興２－17－13　スプリングドレスデン2008　203号
再生債務者　荒井　　勝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月５日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再イ）第２８号
香川県高松市三谷町5071番地１
再生債務者　畑　　将太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月７日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（再イ）第３６２号
東京都あきる野市秋留４－５－７
再生債務者　大川　隆俊
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月５日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再イ）第７５６号
東京都板橋区上板橋３－19－14－701
再生債務者　坂田　靖男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再イ）第６９号
神奈川県厚木市中町２丁目10番20－503号
再生債務者　西村　　剛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月７日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係